

# 国民年金

## 付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金保険料(令和3年度は16,610円)に加えて付加保険料(月額400円)を納めることにより、老齢基礎年金に年額で「200円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が上乘せされる制度です。

付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

### ●納めることができる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

### ●注意事項

- ・付加保険料を納付するには付加保険料申出書の提出が必要です。また付加保険料の納付を止める場合は付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
- ・申出には基礎年金番号がわかるものが必要です。(年金手帳など)
- ・付加保険料の納付は申出をした月分からになります。
- ・納期限は翌月末日です。
- ・納期限を経過した場合でも、納期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

### ●申込場所

役場1階住民課または岐阜南年金事務所

☎住民課 388-1115 / 岐阜南年金事務所 273-6161



## 消防署 今、できること

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

住宅用火災警報器を適切な場所・位置に取り付けていますか?作動確認はしていますか?

近年の住宅火災の死者発生状況を経過別にみると逃げ遅れが最も多く、時間帯別で見ると火災死者数は就寝時間帯が多くなっています。就寝中は火災に気づくのが遅れ、気づいたときには逃げ道がなくなっていることが考えられます。

そこで、住宅内での火災の発生をいち早くキャッチし知らせてくれる住宅用火災警報器を「取り付け場所」「取り付け位置」「作動確認」に注意して設置しましょう!

### 【取り付け場所】

1. 寝室
2. 寝室が2階にあれば2階の階段
3. 寝室が1階だけで、3階に居室があれば3階の階段
4. 居室(7㎡以上)が5部屋以上ある階(寝室がない階)の廊下

※自動火災報知設備、スプリンクラー設備が設置されている場合は必要ありません。

### 【取り付け位置】

1. 壁に設置する場合は、天井から感知器の中心までの距離を、15cmから50cm以内に設置しましょう
2. 天井に設置する場合は、壁や梁から感知器の中心までの距離を60cm以上離して設置しましょう
3. エアコンの吹き出し口から感知器の中心までの距離を1.5m以上離して設置しましょう

### 【作動確認】

本体の点検ボタンや点検ひもを引っ張り警報音が鳴るか確認します。音が鳴らない場合は電池切れか、本体の故障が考えられます。故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するかメーカーにお問い合わせください。

本体や電池の交換時期はおおよそ10年が目安ですが、この時期より早い場合もあるため、定期的に作動確認を実施するようにしましょう。

